

地方消費者行政の充実について

平素は、町行政に、とりわけ消費者行政に対し深いご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます

私たちの暮らしの中には、悪徳商法やさまざま問題商法が絶えず起こっています。内容は非常に複雑巧妙化しており、若者や高齢者がターゲットとして狙われる傾向にあります。

湯浅町としては、地域の老人会及び老人大学における悪質商法に関する啓発講座の実施や啓発物資の作成・配布、広報紙やホームページなどを活用した注意喚起に取り組んでおります。

また、平成23年度から専門相談員による消費生活相談窓口を開設し、有田市、有田川町、広川町との専門相談窓口の相互受入れを実施しています。近隣市町村や関係機関とも連携し、町民が安心して暮らせるまちづくりに努めております。

今後も、町民が安心して暮らせるよう、情報の提供、相談窓口の周知等により消費者行政の推進に取り組んでまいります。

町民の皆様におかれましても、消費者行政に更なるご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和2年3月17日

湯浅町長 上山 章善